

# 生活保護の適正運営と 自立支援プログラムについて

厚生労働省社会・援護局保護課

# ○ 生活保護制度の見直しと自立支援プログラム

## 1 生活保護制度の見直しの概要

社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月15日)を踏まえ、社会経済情勢、家族形態の変貌等に対応するため、生活保護基準や制度・運用の在り方と自立支援の見直しを実施

○現在の生活保護の制度や運用の在り方で生活困窮者を十分支えられているか

○経済的な給付だけでは被保護世帯の抱える問題への対応に限界があるのではないか

○担当職員個人の努力や経験等に依存しやすくなっている実施体制に困難があるのではないか

○自立・就労を支援し、保護の長期化を防ぐための取組が十分であるか

### ○生活保護基準の在り方の見直し

- ・生活扶助基準の5年に一度の定期的検証
- ・老齢加算の段階的廃止
- ・母子加算の見直し
- ・高校就学費用の給付 等

### ○制度・運用の在り方と自立支援の見直し

- ・自立支援プログラムの導入
- ・実施体制の整備
- ・資産、能力の活用等の在り方の見直し 等

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(抄)

(平成16年6月4日閣議決定)

(生活保護の見直し)

・社会経済情勢の変化等を踏まえ、加算等の扶助基準の見直し、保護の適正な実施に向けた地方公共団体の取組の推進など、制度、運営の両面にわたる見直しを行い、平成17年度から実施する。特に、雇用施策と連携しつつ、就労及び自立を促す。

## 2 現状と見直しの方向性

### 現状

#### ○被保護世帯が抱える問題は多様

- ・ 精神疾患、高齢者等の傷病(社会的入院を含む)
  - ・ DV、虐待
  - ・ 若年無業者(NEET)、多重債務、元ホームレス等
- 【被保護者】
- ・ 高齢者世帯(特に単身世帯)の増加
    - 一平成7年度の世帯数を100とした割合(平成15年度)  
高齢者世帯 171.4 高齢者単身世帯 170.3
  - ・ 社会的きずなが希薄
    - 一相談に乗ってくれる人がいない 38.3%(平成15年)

#### ○実施体制上の問題

- 【地方自治体の運用】
- ・ 担当職員の配置数・その経験の不足
    - 一生活保護担当職員の配置状況(平成16年度)  
全国 11,944人(1,198人不足)  
(参考)生活保護担当職員の不足数の年次推移

H12	H13	H14	H15	H16
354人	576人	858人	1,089人	1,198人

- 一指導監督担当職員のうち、担当職員経験がない者  
全国平均 23.8%(平成16年度)

### 問題点

- ①経済的な給付のみでは被保護者の抱える様々な問題への対応に限界
- ②保護の長期化を防ぐための取組が不十分
- ③担当職員個人の経験等に依存する実施体制にも限界

### 見直しの方向性

①多様な対応

②早期の対応

③システムの対応

が可能となるよう、  
経済的給付に加え、  
自立支援策を充実

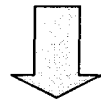
自立支援プログラムの導入 <sup>2</sup>

# 自立支援プログラム

- 自立支援プログラムとは

地方自治体ごとに、

- ①被保護者の状況や自立阻害要因を類型化
- ②自立支援の具体的な内容と手順を定め
- ③組織的に支援
- ④庁内の関係部署や保健所、医療機関、福祉施設、ハローワーク、NPO等との外部機関とも連携



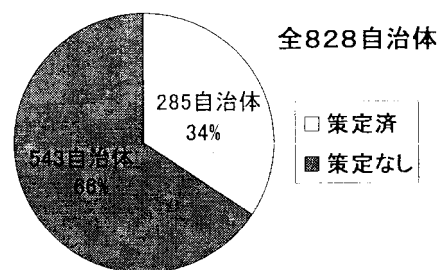
生活保護行政が、地方自治の総合力を発揮しつつ、能動的・創造的なものとなり、かつ、福祉事務所が活性化するための梃子

# 自立支援プログラムの策定状況①

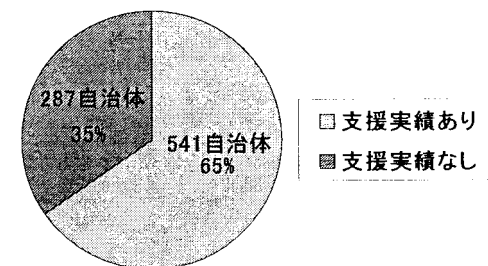
## • 平成17年度の実績

※平成17年12月末現在

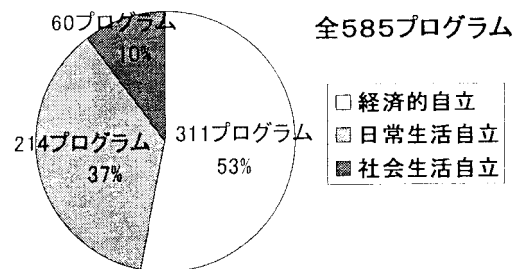
### 【自治体のプログラム策定状況】



### 【ハローワークとの連携事業の実施状況】



### 【策定プログラム内訳】

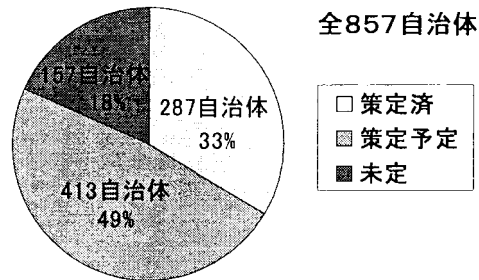


# 自立支援プログラムの策定状況②

- 平成18年度
  - 方針: 全自治体で策定

- 平成18年度の予定(4月時点まとめ)

【自治体のプログラム策定予定】



【策定予定プログラム数】

1, 478

	策定予定	/	全自治体数
都道府県	41	/	47
政令市	15	/	15
中核市	30	/	36
一般市	607	/	751
町村	7	/	8

## ○全国主管課長会議(平成18年2月28日)

### (5) 個別支援プログラムの実施要綱の策定について

「自立支援プログラム導入のための手引き(案)」においては、支援内容や手順を明確にすることにより、事務の効率的・効果的な執行を図るため、必要に応じ個別支援プログラム実施要綱を定めることとしている。これは、実施要綱を定めなくとも支援が確実に実施され则认为られる場合には実施要綱を定める必要はないとしたものであるが、組織として、継続した個別支援プログラムにより支援を行うには、実施要綱等の形で支援内容や手順を明確にすることが必要であるので、個別支援プログラムを継続して実施する観点から、実施要綱の策定に留意すること。

# ○好ましくない要綱例

## A市被保護者等自立生活支援事業実施要綱

### 1. 目的

本事業は、福祉事務所に自立生活相談員を配置し、社会的な自立が困難な被保護世帯に対して、実生活に即した適切な助言、相談及び指導・援助を行うことにより自立阻害要因の解消を支援し、被保護世帯の自立を促進する。

### 2. 支援対象者

全生活保護世帯

### 3. 方法

専門的知識を有する者を自立生活相談員(非常勤職員)として任用し、実施する。

### 4. 支援内容

- ① 面接相談
- ② ハローワークとの連絡調整

### 5. 実施時期

通年



# 生活保護の適正化について

## 確認書

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

平成17年12月1日

厚生労働大臣

川崎 二郎

全国知事会会長

麻生 渡

全国市長会会長

山本 保

内閣官房長官

安倍 晋三

## 〇年度末に発出した生活保護の適正化に関する通知

### 1 生活保護行政を適正に運営するための手引き

(平成18年3月30日 社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

### 2 関係省庁等との連携に関する通知

(1) 社会保険事務所の年金調査に関する通知

(2) 金融機関の預金等調査に関する通知

(3) 暴力団員の対応に係る警察との連携に関する通知

※(1):「生活保護法第29条に基づく年金の支給状況等に関する社会保険事務所への調査囑託の実施等について」(平成18年3月31日社援保発第0331012号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」

(2)、(3):平成18年4月4日 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡